

前 障

令和 2 年 5 月 2 9 日

指定放課後等デイサービス事業者 代表者 様

前橋市長 山 本 龍

(公印省略)

令和 2 年 6 月 1 日以降の特別支援学校等の分散登校に伴う指定放課後等デイサービス事業の臨時的な取扱いについて

日頃から、本市の障害福祉行政の推進に御理解、御協力をいただき、厚く御礼申し上げます。

令和 2 年 6 月 1 日以降の特別支援学校等に通う児童の受け入れについては、下記のとおり取り扱いいただきますよう、お願いいたします。

(障害福祉課障害政策係)

記

1. 臨時的な取り扱いについて

(1) 放課後等デイサービスの基本報酬単価について

分散登校や午前、午後みの登校等様々な形態での登校が想定されますが、学校が**通常通りの登校に戻るまでの間**については、**学校休業日単価**を適用します。

また、分散登校の児童、学校が休業中の児童、通常登校の児童が混在する場合も、全部を休業しているものとして、学校休業日単価を適用します。

【「緊急事態宣言を実施すべき区域の指定の解除に伴う放課後等デイサービス事業所等の対応について(その2)」(令和2年5月28日付け事務連絡)のとおり】

(2) 開所時間(サービス提供時間)について

市町村によって登校時間等の対応が異なるため、分散登校の児童と通常登校の児童が混在する場合の開所時間(サービス提供時間)については、休業日と授業日を組み合わせたものとしてください。

(3) 延長支援加算の特例的な算定について

延長支援加算の特例的な取扱いについては、特別支援学校等の一斉臨時休業中と同様の取扱いとします。

6月から延長支援加算の特例的な算定を希望する事業所は、6月15日までに届出てください。継続の場合、新たな手続きは必要ありません。

【「特別支援学校等の臨時休業に伴う放課後等デイサービスにおける延長支援加算算定に関する届出について」（令和２年３月１２日付通知）参考】

（４）その他

引き続き、感染拡大防止のための対応をお願いします。

定員超過、人員基準、電話等による代替的な支援といった新型コロナウイルス感染症に係る臨時的な取扱いについても当面継続します。

【「緊急事態宣言を実施すべき区域の指定の解除に伴う放課後等デイサービス事業所等の対応について（その２）」（令和２年５月２８日付け事務連絡）のとおり】

２．参考添付資料（４点）

厚生労働省及び当課からの事務連絡等も併せてご確認いただき、児童の居場所の確保のため、柔軟な対応をお願いします。

（１）国通知

- ①「緊急事態宣言を実施すべき区域の指定の解除に伴う放課後等デイサービス事業所等の対応について（その２）」（令和２年５月２８日付け事務連絡）
- ② [【事務連絡】緊急事態宣言が継続された場合の放課後等デイサービス事業所の対応について.pdf](#)（令和２年５月１日付け事務連絡）ＨＰ参照
- ③ [【事務連絡】感染拡大防止のための留意点（その２）.pdf](#)（令和２年４月７日付け事務連絡）ＨＰ参照

（２）前橋市通知

「特別支援学校等の臨時休業に伴う放課後等デイサービスにおける延長支援加算算定に関する届出について」（令和２年３月１２日付通知）

３．問い合わせ先

不明な点等は、下記担当あてお問い合わせください。

（１）支給決定に関する事項

障害福祉課生活支援係 児童担当 （直通０２７－２２０－５７１２）

（２）（１）以外に関する事項

障害福祉課障害政策係 指定担当 （直通０２７－２２０－５７１３）

共通 FAX 027-223-8856 E-mail: syougai Fukushima@city.maebashi.gunma.jp